
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.63 2017/5/10

1 安全性審査済の遺伝子組換え食品の検査法の標準化報告書公表

4月26日、消費者庁は高度加工食品からのDNA検出の検討に関する標記報告書を公表した。その主な内容は次のとおり。

(1) 目的

我が国においては、安全性審査済み遺伝子組換え(GM)食品の中で、しょうゆ、コーンフレーク、デキストリン、液糖、植物油(大豆油、コーン油、なたね油及び綿実油)、てん菜を主な原料とする砂糖及び水飴(本研究ではこれらを総称して「高度加工食品」と呼ぶ。)はGM表示不要の品目となっている。これらがGM表示不要となった背景は、平成11年7月に発表された「遺伝子組換え食品部会における技術的検討のための小委員会報告(平成11年報告)」にある。つまり、平成11年報告では、これらの高度加工食品からDNAの検出ができなかったためである。平成11年報告において、加工食品試料からのDNA抽出にはCTAB法(DNAの検出には通常のPCRにより増幅した断片をアガロースゲル電気泳動にて分析する方法)が用いられていた。しかし、近年主流となっているDNA精製キットやリアルタイムPCRを用いることにより、当時GM表示不要と判断された高度加工食品からDNA検出できる可能性が考えられた。そこで本研究では、GM食品の検査に使用されているDNA精製キットを用い、リアルタイムPCRによる高度加工食品からのDNA検出を試みた。

(2) 試料

しょうゆ20製品はしょうゆ情報センターを通して入手した。コーンフレーク5製品、デキストリン6製品、液糖4製品、穀物酢3製品、植物油16製品、てん菜糖8製品、水飴7製品はスーパーマーケット又はインターネットを通して入手した。

(3) 結果

- ・コーンフレークは、5商品全てでDNAの検出が可能。
- ・デキストリン及びデキストリンを原材料に含む加工食品は、6商品中1商品のみDNAの検出が可能であったが、残り5商品はDNAの検出が不可能。
- ・その他の商品はDNAの検出が不可能。

概要

http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/research/2016/pdf/information_research_170426_0008.pdf

報告書

http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/research/2016/pdf/information_research_170426_0009.pdf